

乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施施設の認可等に係る意見聴取について

1 説明事項

(1) 議題の趣旨

令和8年4月1日から開始した乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)(以下、「こども誰でも通園制度」という。)を開始するため、制度を実施する施設の認可について、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第34条の15第4項の規定により、下記のとおり意見を聴取するもの。また、制度を実施する施設が制度の実施に伴う給付を受けるための確認について、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第54条の2第3項の規定により、下記のとおり意見を聴取するもの。

村においては、北塩原村特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例施行規則第3条第2項の規定により、北塩原村こども・子育て会議の意見を聴取するもの。

参 考**【児童福祉法】**

第34条の15第4項 市町村は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

【子ども・子育て支援法】

第54条の2第3項 市町村は、前項の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他の子ども・子育てに係る当事者の意見を聴かなければならない。

(2) こども誰でも通園制度の概要

こども誰でも通園制度は、0歳6月～2歳までの保育所等に通っていない「未就園児」を対象に、就労要件の有無を問わず、月10時間という範囲内で保育所等を利用できる制度です。

私立の保育所等において通園制度を実施する場合、その認可及び確認にあたって、児童福祉審議会等への意見聴取が必要とされています。

2 協議事項

(1) 認可及び確認を行う施設

施設名	施設所在地
社会福祉法人芙蓉会 芙蓉保育園	北塩原村大字北山字地藏堂 3087 番地

定員		在園児 (R8.5.25 現在)
0歳児	6名	4名
1歳児	6名	3名
2歳児	6名	7名
3歳児	2名	0名
合計	20名	14名

(2) 主な認可・確認基準

項目	主な認可基準
設備	(1) 乳児室(0～1歳児室) $1.65 \text{ m}^2 / 1 \text{ 人}$ (2) ほふく室(0～1歳児室) $3.3 \text{ m}^2 / 1 \text{ 人}$ (3) 保育室又は遊戯室(2歳児室) $1.98 \text{ m}^2 / 1 \text{ 人}$
職員	(1) 保育士及び村が指定する研修を修了した者を配置する。 (2) 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。
実施区分	一般型 または 余裕活用型 (※)
利用料金	1時間当たり 300 円を標準とし、事業者ごとに設定する。

※ I R7.3 『こども誰でも通園制度の実施に関する手引』p11 より抜粋



(3) 芙蓉保育園

項目	主な認可基準
設備	(1) 乳児室(0～1歳児室) $7.43 \text{ m}^2 / 1 \text{ 人}$ (2) ほふく室(0～1歳児室) $5.31 \text{ m}^2 / 1 \text{ 人}$ (3) 保育室(2歳児室) $4.28 \text{ m}^2 / 1 \text{ 人}$ 遊戯室 $5.25 \text{ m}^2 / 1 \text{ 人}$
職員	保育士を配置し、園児数に対する職員必要数を確保している。
実施区分	余裕活用型
利用料金	1時間当たり 300 円